

嘉永七年「恒例関東献上使日記」と安政東海地震

佐藤 杉 荒 林
 藤 森 木
 孝 玲 裕 晃
 之 子 行 弘

東京大学史料編纂所では、所内研究プロジェクトとして「地震史料プロジェクト」を立ち上げ、東京大学地震研究所と連携して、「文献史料による歴史地震に関する情報の収集とデータベースの構築・公開」（二〇一四～一八年度）、及び「歴史地震火山活動データベース構築・分析」（二〇一七～二三年度）という二つのプロジェクト研究を推進している。

本稿で紹介する「恒例関東献上使日記」は、嘉永七年（安政元、一八五四）に発生した安政東海地震の記事がみられることから、地震史料プロジェクトの遂行に利用すべく収集した史料である（縦半帳、縦11・5 cm×横15・5 cm、袋綴じ68丁、架蔵番号〇二七三―三）。

*

本史料の「恒例関東献上使」とは、修験本山派の総本山である京都の聖護院が、江戸の将軍や幕閣等の各方面に御札・巻数等を献上・配付するため毎年派遣していた使者のことであり、本史料は嘉永七年の使者小嶋治部法眼春道の日記である。通常この献上使は、聖護院の院家先達である住心院と若王子が共に務めたが、この年は「東山者当年御朱印改、三上大輔秀賀、九月十七日立二而罷下り先着、江戸ニ待合候間」（十月二

十七日条）とあるように、「東山」すなわち若王子の使者三上大輔秀賀は朱印改めのため先発しており、恒例通りに出立したのは住心院の使者小嶋春道一行のみであった。

さて、この日記には、本文が始まる前に、各方面に献上・配付する御札等とその献上・配付先、必要な物品が書き上げられている。本文は、十月二十七日の京都出立から十一月十九日の江戸到着までの道中記、十一月二十日から十二月九日まで、各方面への御札等献上・配付を中心とした江戸における行動の記録、十二月十日に江戸を発して同月二十日に近江国土山宿に着くまでの道中記、という内容になっている。

十月二十七日に京都を出発した使者小嶋春道と宰領佐々木伴右衛門らの一行は、東海道を下って江戸に向かうが、関宿から桑名宿に至る間に、この年六月十五日に起こった伊賀上野地震の被災の様子を目にした。特に庄野宿・四日市宿の被害が甚大であり、「実二聞入よりも恐怖成事也」（十月二十九日条）と感慨を記している。

そして、十一月四日条によれば、寅刻前に島田宿を出発し、藤枝宿・岡部宿を経て、宇津谷峠を下って丸子（鞠子）宿の直前まで来たところで、

「地震大ニ強く、人足共立歩難成」と、大地震（安政東海地震）に遭遇したのである。地震の発生時刻は「今朝地震四時前」という。交通が遮断され人馬の継立も出来ない状態で、丸子川原に野宿することになり、同所で一〇日間ほどの滞留を余儀なくされた。そのため、この日記の表紙には「地震滞」、裏表紙には「道中地震滞留」と記されることになった。

翌五日条には地震の記載はなく、六日条の冒頭に「昨夜夕、余波之地震度々有之、其数不相分候」とあって、余震が頻発している様子が窺えるが、五日に発生した安政南海地震に触れた記事はみられない。

この後、各宿場の被災状況や継立機能の復旧に向けた動きなどが記されているが、七日条には、府中（駿府）の状況として、「灰かき始り、死人・怪我人三百人余」と記し、子守が焼死したことに対し「実ニ笑止之至也」と嘆息している。十日条からは、伊豆下田で津波に巻き込まれたロシア艦船ディアナ号のことと思われる「異船」の情報、下田や今切・舞坂の津波被害の情報が入っていることが知られる。また、先月以来干上がっていた丸子川の水が、十日晩より溢れ出たともある。八日条には、「空敷逗留」が続くなかで、近くの吐月峯柴屋寺を訪れたことが記され、十一日にも再び同寺を訪ねている（同日条）。

十三日になって、明日は出立できるかとの情報を得、泊り付の「追触」を出しているが、興津宿から人馬継立はしないとのお知らせがきて、出立は延期になった（十三日・十四日条）。十五日に漸く出立した春道一行は、同日中に由比宿まで行く予定であったが、時間が遅くなったため興津に泊ることになった（十五日条）。同日条には、三保松原と下田での津波の風聞も記されている。また、この日には、十二日に江戸を発った三上秀賀の宰領善介が、三上の書状を携えて丸子までやって来ている。

十六日条では、干上がっていた富士川が倍増の出水となったこと、甲州の船頭四人が「山すれ」に打たれ即死したことを聞き、岩渕では「即

死四十人」と聞き、「実ニ恐怖無限事」と述べている。また、一七〇年余以前の「延宝八年六月津浪」以来未曾有のことかと記している。

十七日条によれば、原宿で明け方火事に遭い、宿で朝飯も取れずに出立し、各宿場の被災状況を目の当たりにしながら進んでいる。箱根の山越えでは、宰領の伴右衛門が畑宿に泊まろうと主張したのに対し、原宿の火事のような「非常」がありうるとして、春道は下部一人と下山を強行し、途中で提灯に火を灯して小田原宿まで進んだ。

こうして、十九日に江戸に到着した春道は、翌々二十一日から御札等の献上・配付に各方面を廻っている。今回は、地震によって江戸到着が遅れたため、將軍・大奥への献上が通例と異なり「御札前別日ニ献上」（二十一日条他）となり、二十五日に將軍へ献上、二十六日に大奥へ献上した（二十五日・二十六日条）。そして、十二月一日には將軍の「出御」があり、「御札」が済んだ（同日条）。五日に登城し「御暇」を済ませ（同日条）、十日に江戸を出立し帰途に就いた（同日条）。

帰途では、沼津城・田中城・横須賀城が地震の被害を受け、その報告のためであるが、それぞれの城主が参勤したこと（十二日・十四日条）、舞坂宿では暴風雨のため船が出ず、同宿に一泊することになったこと（十六日・十七日条）などが記されるとともに、金谷より小夜中山が「大崩」、掛川宿より袋井宿まで「大転倒大焼失」とあり（十五日条）、新居関所の津波被害にも言及している（十七日条）が、概して簡単な記述になっている。最後は、土山宿に到着したところで筆が擱かれているが、恐らく翌日京都に入ったものと思われる。

*

以上のように、この日記は、安政東海地震によって宿場の機能が麻痺したなかでの交通の混乱状態や、そこからの復旧の経過が知られるとともに、道中で目にした被災状況や風聞などによる情報が、旅行者の立場

で記されている興味深い史料といえる。

本史料は、聖護院の御札等の献上・配付を目的とした使者の日記である。従って、御札等の献上・配付について当然詳しく記されており、また聖護院の本末支配に関わる記事等もみられ、そうした面での利用もなされてしかるべき史料であることは言うまでもない。一方、道中において安政東海地震に遭遇したことにより、その関係記事が多くみられ、地震史料として利用できる史料であり、ここでは地震史料としての側面を中心に、若干の内容紹介を試みた次第である。
(佐藤孝之)

【凡例】

- 一 異体字・変体仮名は、原則として通用の字体としたが、一部の変体仮名は字母漢字を小さく表記した(者IIは、江IIえ)。
- 一 闕字や平出は、原本の表記に従った。
- 一 適宜、読点・並列点を加えた。
- 一 校訂註は「」で示し、説明註は()で示した。

〔表紙〕
嘉永七甲寅歳十月廿七日

恒例 関東 献上使日記

地震滞 法眼春道勤 〔還曆曼〕

御関所名札 〔下り道中〕

若王子(権僧)正使兼帯

住心院大僧都使

小嶋治部法眼

御表

〔徳川家慶〕
公方様

大板札式枚 天氣泰平上

大奉書御札守・巻数

中奉書桐卷白赤水引

御薫物錫五両入差札 壺器

金薄様包下ケ札 白木台乗

御大奥

公方様 御三拾壹

大護摩大板札二枚

大奉書御札守・御巻数

三宿請状

中奉書桐卷 白赤水引、白木台乗

公方様

大板札式枚

大奉書御札・巻数・御守

御自分護摩状

中奉書桐卷 白赤水引、白木台乗

御薫物錫五両入

金薄様包 下ケ札、白木台乗

御目ろく

御老女中御文

使僧添文

壺通

壺通

壺通

御老女中御名前

万里小路 さま

(歌橋) 哥はし さま

(飛鳥) 明日香井 さま

岩 岡 さま

(岡) 浜おか さま

瀬 川 さま

(山) 瀧やま さま

御老中

阿部伊勢守殿 (正弘、福山藩主)

牧野備前守殿 (忠雅、長岡藩主)

松平和泉守殿 (乗全、西尾藩主)

松平伊賀守殿 (忠俊、上田藩主)

久世大和守殿 (広周、関宿藩主)

内藤紀伊守殿 (信親、村上藩主)

右御進物

小板札式枚

中奉書札守・巻数

いよ奉書胴まき、白木台
白赤継水引

薫物大藤実 桐箱入
ぬり台乗

呈書格通

御若年寄

(忠孝、壬生藩主)
鳥居丹波守殿

本多越中守殿 (忠徳、泉藩主)

松平玄蕃頭殿 (忠恵、小幡藩主)

遠藤但馬守殿 (胤絨、三上藩主)

本莊安芸守殿 (道貫、高富藩主)

森川出羽守殿 (俊民、生実藩主)

酒井右京亮殿 (忠毗、敦賀藩主)

右御進物

中奉書札守 白木台乗

薫物小藤実 折かた包
ぬり台

呈書格通

寺社御奉行

太田摂津守殿 (資功、掛川藩主)

本多中務大輔殿 (忠民、岡崎藩主)

松平豊前守殿 (信篤、龜山藩主)

安藤長門守殿 (信睦、平藩主)

寺社御見習

松平右京亮殿 (輝徳、高崎藩主)

右、各呈書格通、

御月番へ例書出、

御檀越家

当年御在城三付、御国へ不動院相動候、

井伊掃部頭殿 (直綱、彦根藩主)

右当年御在邑三付、佐保山江御使不動院勤、

仙台中将殿 (伊達慶邦、仙台藩主)

松平豊前守殿

大板札二枚

大奉書札守・巻数・御状

五嶋(盛成、福江藩主)左衛門尉殿

松平(忠精、島原藩主)主殿頭殿

中板札二枚、中奉書札守・巻数

薰物大藤実、桐篋入、白木台

御状

松平(忠栄、尼崎藩主)遠江守殿

北條(氏燕、狭山藩主)美濃守殿

有馬(慶頼、久留米藩主)兵部大輔殿

品川(六番丁、式部)大輔殿 はきだめ坂下

品川縫殿助殿

中奉書札守

薰物小藤実、折形包

白木台乗

(松平春保、会津藩主)会津少将殿

鍋嶋(直亮、小坂藩主)加賀守殿

井伊(直経、与板藩主)兵部少輔殿

右、各御見舞御状計、

今川(龍叙、高家)駿河守殿

小坂札二枚、中奉書札守・巻数、

用人 鷹川多司馬 井戸伝兵衛 渡辺段右衛門いよ奉書胴巻、白木台

薰物大藤実、折かた包

干菓子一箱、御状、ぬり台

使僧自分分昆布二袋

(信礼、高家)中條中務大輔殿

薰物大藤実、折形包

干菓子一折 ぬり台

用人飯村守衛

金百疋、相合送之、在原分候人分何状

御弘敷番之頭鈴木庄五郎殿

松風、桐篋入 一相合

薰物大藤実 一相合

進上番所

番之頭一人 大風呂敷一

上番三人 同小一つ宛

下番三人 同一つ宛

進上番一人 同一つ

陸尺四人 金百疋

風呂敷八つと

金壹部也、

右之通、双方分別々送る、

金地院

僧録 (惟養元弘)

松月借料

煎茶三袋 金壹両

役者兩人 小藤実、折形包

中村清三郎 金百疋

玄関番 同百疋

小頭 五十疋

門番 十五疋

右、~~メ~~相合送る、

御城頼坊主衆

鈴木專甫

湯川一雲

横山宗与

右三人へ風ろ敷一つ、切立一つ宛、

御本丸御座敷役十人

切立一つ宛送之、

御玄関番

篠原辰四郎

同小ものへ たら介 二 相合

百人番所

河村宗介

小普請部や 小ものへ たらに介 一

(住心院江戸触頭) 切立

大蔵院 (若王子江戸触頭) 昆布

秀宝院 同

内田長兵衛 干菓子 相合

宮船役人 のり一帖 相合

新居 水主中 金百疋 相合

同 いつみや のり一帖 相合

甚介

当方調進用意物

一 風呂敷 三本大 額下 三 頼坊主衆三人

一 同 大蠟引 三三 式 進上番之頭

一 同 四方額下 六六 十四 同所上番下番

又 大蠟引 一 五嶋留主居

一 蠟燭 十匁がけ 百五拾丁

一 下り先触

一 御証文申込書

一 御証文写 二 通

一 下り勘定帳 七 綴

一 下り撫籠帳 五 綴

用意物覚

一 献上板札 三 座

一 大板札 仙台 龜山

一 中板札 五嶋 嶋原 今川

一 同薄板 御老中六軒分

一 大奉書札守 五

一 献上 三 仙台 龜山

一 中奉書札守

老中 六 若年寄 七 五嶋
 嶋原 今川 尼崎
 有馬 品川 品川
 一卷数 十五
 献上 三 老中 六 仙台
 龜山 五罵 嶋原 今川
 一金薄様 式
 一折形包
 若年寄 七 尼崎 北条 有馬
 品川 今川 中条 鈴木
 役僧
 一折懸 十五
 坊主衆 十三 触頭 二
 一錫大薄様五両入 式
 一同大藤のミ 十一
 老中 六 五嶋 嶋原 今川
 中条 鈴木
 一同小藤のミ 十四
 若年寄 七 北条 尼崎 品川
 品川 有馬 役僧 二
 一同 切立 十五
 坊主衆 十三 触頭 二
 一三宿請状 壺通
 一御もくろく 一

一御書類 例書
 一御文 添文 請文
 一受取書 さし札 下ヶ札
 一用意物(符)府
 一火打紙 封紙 水引
 一いよ奉書三枚繼 二枚
 一用意紙
 一らうそく
 一ふろ敷
 一干菓子
 一こんふ
 一文箱

十月廿七日 壬戌(戌) 晴

一寅刻、如恒例御料理頂戴之、一同御門前江被見立候、当番春道勤、宰領佐々木伴右衛門、下部丹州宮川村弥五郎等也、東山者当年御朱印改、三上大輔秀賀、九月十七日立三而罷下り先着、江戸ニ待合候間、去年之通此方夕兩御室御使兼帶二付、其段伝 奏江御届相済候事也、御撫物御用櫃并駄荷式、小差等二て、馬壹疋付都合人足六人、馬壹疋正移替り二而賃人足式人二付、先私金壺両式部式朱遣之候、
 一内藤知人竹本加太夫法師、江戸ニ息子下り居候間、引返しニ罷越度、隨身相願候間、任願候、
 一今日、三井寺之御使有之、小嶋定之進天津迄見立旁罷越し候、
 廿九日、理覚院大会有之付御越し、聞合用向也、
 今朝、奴茶やニて夜明二成、大津・草津役人出迎、人馬繼立、未半刻石部へ着、定宿柏や音八ニ止宿、中酒出之、

廿八日 癸亥 晴 時雨あり

一 寅刻、石部発足、田川夜明、水口・土山・坂下役人出、人馬繼立、関江着、申之刻、役人出迎、例宿はぎや市左衛門二宿、今日、中飯、松尾丹羽屋にて給、

廿九日 甲子 晴 天赦

一 関出立、寅刻、龜山・庄野・石薬師人馬繼立、追分にて中食、四日市役人出迎、人馬繼立、桑名江着、申刻、役人・宿主出迎、例宿味岡市右衛門二止宿、中酒出之、

六月十四日之地震崩損場所、庄野多分損し、石薬師者損所少く、追分今日永、引続四日市之大変、焼亡等者実二聞入よりも恐怖成事也、

晦日 乙丑 晴

一 六時、役船へ荷物積込、役人・宿立^(主カ)ノ見立、乗船四人、水主少く小振船也、直様出帆、海上無異熱多^(田)二着、干水故様子ニ途中にて小船ニて移り呉候様申居候得とも、都合能無其儀、午刻着岸、伊勢や久右衛門二着、如例中食、半旅籠申付ル処、暫待呉候様申故、二階ニ登り待居、追付相調、直様同所発足、申刻前成海^(鳴)ニ着、役人出迎、脇本陣錢屋、宮宿いせや座敷先庭前広がり、追々繁榮万事行届候事也、

霜月朔日 丙寅 晴

一 成海出立、寅刻前、前後過夜明、智立^(池狸餅)役人出迎、人馬繼立、矢矯^(マ)橋詰休息、中食相整、松葉橋より同心・町役^(警)驚固如例、岡崎城下番所同心下座戸を引、同宿役人出、人馬繼立、淡雪にて休息ニ付、同所同心引取ら七候、藤川・赤坂役人出迎、人馬繼立、申刻過御油江着、役人并定宿出迎、例宿河内や弥平大^(太カ)ニ止宿、如例密柑^(マ)・せん茶出之、

二日 丁卯 曇、夕雨

一 御油出立、寅刻、豊川手前夜明、吉田城下同心警固如例、吉田・二川・白須賀役人出迎、人馬繼立、新居同心警固如例、宿役并和泉や甚介出

迎、甚介方にて如例中食、半旅籠相整、追付出足、

御関所手札持参、乗駕頃御箱裏改濟、駕戸を引通行、船場にて水主頭・同心等へ会釈之上御船へ乗、無程舞坂へ着、同心并役人へ会釈乗駕、舞坂人馬繼立、所々休息、申半刻浜松へ着也、定宿近江や清太夫、今日城主今用場ニ相成候断入来ニ而、御用宿三河や 止宿、五色餅廿出之、

一 叶坊夕使、腫物ニ而歩行不成、龜齡院ハ 御朱印改にて九月今出府、旁今日見廻不参申来候、半切到来ニ付、懷紙^(短冊)・たにさく・昆布送之、

三日 戊辰 晴

一 浜松発足、寅刻、天龍川夜越、池田拔道にて夜明、見付役人出、繼立、原川金田や中食、掛川・日坂・金谷人足繼立、菊川向へ大井川役人出迎、大井川六十八文川、台こし、無滞相越、嶋田へ着、申半刻、役人并宿主出迎、例宿大藪八郎右衛門二宿、干菓子出之、昨夜、当地雷鳴之よし、夫故歎、今日快晴ながら風烈寒、

四日 己巳 晴

一 寅刻前、嶋田発足、藤枝にて東雲ニ相成、岡部役人出迎、人馬繼立、宇都谷峠下り、やの沢松并木迄罷越し候処、地震大ニ強く、人足共立歩難成、暫傍之原ニ休息之上、丸子橋迄之間家毎ニ門出居候処、丸子葛屋老叟罷越し、宿内家内一同火の氣を除、休息相断候所へ、宿役人・小ざし出来り、府中宿三ヶ所より火事相発し、中へ繼立所にて無之、仍而丸子川原ニ其俣相控居候処、藤枝宿出火にて往来相留り候由、安部川へ山崎観音寺僧正渡り掛り候処、川越倒れ役人居所も倒、中へ大変之由追々注進有之、下りハ勿論登りともニ相絶、宿々繼立無之ニ付、追々丸子川原ニ相控居候所、俄之怪我人抔召連走去候躰など、実ニ恐敷次第ニ付、無是非丸子川原ニ野宿いたし候、今朝地震四時前也、

五日 庚午 晴

一宿役人四人同伴にて川原野宿へ来る、今日之所当宿丈ハ繼立可申候得とも、府中・江尻ともニ繼立ハ出来申間敷、川方御普請奉行・役人岡部ニ滞留^倍にて、段々やかましく被申候故、只今当宿丈御繼立仕候、是ハ安部川筋を儉分にて、北の方へ御通行故、道中外之事ニ候、其外之滞留人ハ老人も不通候得とも、右川方之荷物追々丸子宿へ持込候故、御断旁罷出候、乍去、是非繼立と御座候ハ、当宿丈者早々御繼立可仕由申出候得共、向宿不通候ハ、無益成事故、先々此俣丸子ニ罷在候間、分り次第可申出旨、役人へ申達し候、依之、今日者鴛や座敷を借、身躰丈ハ除居候、食事者川原分もてはこび、火之けハ一切断ニ付、田葉粉も不成候、尤、昨夜より火中宿内不寢番人代々相廻り候、

六日 辛未 快晴

一昨夜今、余波之地震度々有之、其数不相分候、追々実説相聞候所、東者三嶋分原・沼津・蒲原迄、嚴敷往來独歩之外ハ不相成、尤、道々橋々落失故、荷物ハ不通候処、人足と相對を以、無余義荷物ハ独持にて罷通り候へとも、橋々ハ独歩も容易ニハ難成候よし、

興津と由比ハ夫程ニもなく、東三嶋分丸子迄之処、所々崩れやけぬ所ハ無之、丸子ハ最大上々之よし承り悦居候、西ハ見付・袋井・掛川ハ過半やけ崩し、日坂も同断、金谷・嶋田ハ無難にて、藤枝崩れやけ、岡部ハ両棒鼻やけ崩し、東三嶋分西浜松迄之所、問屋場不立繼立無之事故、無是非事ニ候、相對雇ひ等ハ勘定不立候、旁往來之相定候迄ハ、丸子ニ滞留外致方無之段、衆人申合候、

一山崎観音寺僧正名代竹田不動院、当宿東棒鼻寺地之脇ニ野宿いたし候由にて、宰領之者尋來候所、善福寺之縁も有之ニ付、上京之後京都江之書状可遣由申來候ニ付、為見舞罷越し候、上下道中人馬不繼候間、無扨雇ひきりニいたし、明七日発足、宿可罷越候旨、仍而、今日迄之

手続書取差登候間、書状一通相頼候、中甸ニ京着、六角前海老定^{海老屋定八郎}ニ付、宅へ可罷出儀、心切ニ被申呉候、海苔一帖被惠候間、従此方も関の戸一宮送之候、江戸へ出候上、大伝馬丁村田へ伝言被相頼候、

七日 壬申 晴

一早朝、不動院為暇乞来、直様発足有之候、一早朝、問屋来り、府中迄之道明候間可相催、江尻迄之助人足出し候例格も有之候間、早々用意いたし掛り候処、俄ニ府中へ出張居候当宿役分、府中分向不通候間、又々延引相成候、昨日、崩損所見分之様子承候処、府中灰かき始り、死人・怪我人三百人余、其内背負子守焼亡之咄儀有之、実ニ笑止之至也、

一夕方、向家へ下り旅人追着候、噂ニハ二川・新居大崩焼、舞坂も同断、一番船旅人漂流、行先難知よし申居候、

八日 癸酉 晴

一今日も空敷逗留ニ付、宗長法師之旧跡^{柴屋}西応寺へ参り、今川氏親朝臣之像、宗祇・宗長之像、北斗池・軒端梅・常音松一覽、当今川殿之額字咄^咄月峯、

九日 甲戌 晴

十日 乙亥 晴

一八月中泉州海岸へ着流異船、其後豆州下田へ罷越候由、今度掛川分御固メ人三組出候よし、役人申居候処、今日向之桔梗屋ニ右御固人追々戻り休足、今度之地震ニ付、下田浦津浪にて異船破損し、浦人浦家千軒余漂流、浦々皆無石原ニ成候而、役人皆々引取候間、奉行も江戸へ被引越候よし申候、将又、今切・舞坂津浪にて大變之よし申居候内、丸子川先月已来干水之処、一昨日分出水逆、俄ニ荷物・仮家など片付候処、今晚分追々水出、清水あふれ出候所、住人不思儀之由申居候、

十一日 丙子

一今朝、登り荷有之、催促役人府中へ罷越候所、明日府中分案内可申よし、

一宗長師之天柱山柴屋寺へ行向、一瓶持参之処、什物為見、蕎麦・吸物迄被振舞候、

若屋釜 一よきり 宗長
一よきり 氏親公 一よきり 神君
一よきり 冷泉澄覚 やきもの付
頼阿之作人丸 奇妙く
一休鉄鉢 南はん鉄
宗長師連哥卷

十二日 丁丑 晴

一柴屋寺へ、以書中昨日之挨拶申送る、

十三日 戊寅 晴

一昨日今之様子、今日八道明ニ存候処、何等之沙汰無之、問屋方聞ニ遣し候処、番衆引戻し相成候杯噂有之候処、檢校方宰領帰り、明日ハ是非出立と申来り候所、役人来り彼是御断、延引いたし候、(兼教大仏師)七條左京、江尻今通し人足ニて当所へ来り候間、向家ニ宿取候断申之、弥明日今通行成候由、府中ハ今日不継候故、七条江尻泊りを推而是迄来候由、旁以追触一通役人ニ渡候、

追觸

地震ニ付丸子ニ逗留候処、明十四日出立ニ付、宿々人馬無滞可差出、泊り付差遣候間、左之通用意可給候、以上、

若王子殿使
住心院殿使
小嶋治部 印

十一月十三日

十四日 由 比

十五日 原

十六日 小田原

十七日 戸塚

十八日 江戸着

右役人ニ渡し、つたや飯代都合今晩片付申候、

一夜ニ入役人来り、府中役人分之書状持参、今日七条左京之通行者、興津役人之危忽故ニ御座候、興津者御支配違候所ニて、申合不行届、大仏師御用者別御用ニて、御用物同様之事故、無余義興津之人足ニて九子迄通され候得共、何分往来継立無之事ニ付、下り方一切継立不申候段申来候処、此御方同し御用ニて御継立不申候てハ不濟候間、当宿ハ継立可申心得ニ而、追触も差遣し候間、府中ニて嚴敷御引合被下候ハ、外ハ不継候ても、此御方ハ可継と申出候、然ル所、丑刻頃府中分追触を差戻し候間、推而可遣候得共、明朝御出立之御心得伺候よしニ付、右推戻し之使帰り次第可申出旨申付候、

十四日 己卯 晴、風

一昨夜、興津宿分丸子へ書達ニて、上下人馬継立不申之よし、改而断来候よし、然処、午刻昨夜之使帰り、追触ハ預り置候よし、継立ハ不成と申来り、いか、可仕や伺出候、然ニ、御証文御用も不継候や、書状差出可然旨申達候処、今夜五つ時、府中分之返事持参申候、若王子様・住心院様御使之儀、追触被遣候得共、御継立ハ不仕候、諸家様之御往来ハ御内々之事ニて、表向御通行ニ無之候付、宿々構ひ不申候よし申来候、

十五日 庚辰 晴

一今日四半時役人来り、只今府中分申来り、江尻橋船ニて通行仕、今日分御通行相成候、馬荷之儀ハ明日より御継立申候よし申来候間、早々用意いたさ七居候処ニ、江戸分十二日出、三上大輔分書状を以、宰領善介向ニ罷登り候、直ニ中食済し出立、安部川台越、(倍)二瀬四十八文川也、駿府人馬之継役人へ申、馬荷ハ人足ニ替、式人之もの四人取之筈ニ申付候得とも、何分人足無人故御断申候間、無抛相对ニ成り、金巻部差

出候、右にて式朱丈損分なから、馬荷のこす事も六ヶ敷、推而参り候、夫ゆへ無是非か様ニ成候、江尻児橋へ行掛り候処、船ともなく人足助合にて相通り濟、

今夕由比之心得ニ候得とも、時刻遅く成、無抛興津ニ止宿いたし候間、先へ伴右衛門罷立候処、此間中滞留客多分にて、宿中登り客計詰合候間、定宿水口や半平さし支、脇本陣手塚 方ニ泊る、水口や主人之実家之よし也、

駿府問屋場分一同東ハ皆無焼崩、江尻ハ宿内皆無焼崩、其外道々小村立場之崩家夥敷、笑止千万成事、目も不当候、誠ニ江尻之有様ハ聞たる分も大変也、

三保之松原半分余り津波引、下田浦大津波、掛川之固人甲冑四百領漂流候よし、水口や主人物語いたし候、

今夕着前、出迎役人差懸り旅籠代増願申立候段、甚以不都束故、其段水口やニ申付候、乍去内々取計遣し、茶代二百文まし遣し候、

十六日 辛巳 晴、夕方雨

一正卯刻、興津出立、由比・蒲原・吉原人馬継立、原へ着、夕方雨ふり出し混雑也、

由比宿ハ三部通^(分)り之損し也、蒲原・吉原者先皆無之惣崩也、殊ニ蒲原ハ上下宿端ハ崩、中程問屋場分上り方焼失、夫分道中筋岩測之有様ハ、誠ニ目も不被当、道路崩、開岡山巖石崩居候、岩測本陣斎藤縫右衛門

途中へ出迎、休足之儀申出候間、一寸休、

不二川ハ、四日五日川水干シ歩渡出来、夫分培増^(倍)之水ニ相成候、甲州船頭四人山すれニ被打即死、腕計国へ送らセ候由、岩測即死四十人と

本陣申居候、余者不承候、実ニ恐怖無限事、延宝八年六月津浪此辺転倒と有之、夫分未曾有之事歟、百七十年余ニ成事也、

吉原過、毘沙門立場より下り方ハ無難、原宿ハ二部位^(分)之荒ニ見へ申候、

十七日 午 晴

一今晚丑刻前、当宿俄ニ騒立、出火之由申立、大ニ当惑いたし、荷物・駕籠等打寄門口へ持出候得共、家内灯火無之寢人居、狼狽いたし居候仕合故、誠ニ致方無之、人足も追々駈付候得共、間ニ合不申、最早門外へ持出候跡ニ相成候、尤、出火者当家之裏手にて、小寺之木小屋分

出火いたし、当家之椽先ニ火の紛^(粉)来り候程之近火故、驚人候処、人集り早く早速相鎮候へ共、何分家内周章にて、食事等手当も無之事故、待合候事も難成候而、右集り人足之俵、朝飯仕度等も不致、其俵ニ而

出立ニ及び、沼津へ罷越、夜中ながら昨宵追触遭候故、人足手当能直ニ継立候処、当所分風烈敷相成り、三嶋へ七半時ニ罷越候得共、沼津・三嶋大転倒ニ而候、本陣・問屋其外家居一軒も無之、仮会所のミ有之仕合、然ル処へ、夜中持こみ、沼津人足やかましく継立催促いたし候

処、三嶋問屋大ニ怒り、今以継立不始候所へ、箱根夜越し可成や、継立不致候段高声ニ申立、無致方伴右衛門問屋仮家へ入、対談之処、継立之儀表向不相成、皆相對通しニ候得共、御証文も有之事故、継立者可致、乍去、夜中ハ不取合、尤、家居もなき処故、人数も不揃候間、

待居候様申事ニ付、六半頃迄待居候処、漸人足四人丈拵、露払一人も不出来候得共、無是非其分にて出立いたし候得共、何分四人丈にて山越無理成事故、山中分拙子も歩行之処、山上近く雪水多く困り入、漸箱根ニ来見候処、当宿者家居倒家ハ少く候へ共、いたみ家のミにて、

多分者住居不成、外住之仕合、則は^(破)風屋も家内住居不成、宿端之清水やと申所ニ而同居ニ付、此家へ漸罷越候処、主人迎ひ出、漸半旅籠如例出来、中食済候、

御関所も壊破いたし候故、向方へ仮家出来、登り方・下り方入替りニ成、則通行之節、右手駕戸を引通行いたし、新谷村分又々步行、さい

の河原石塔多分打倒れ有之、大平過畑へ罷越候処、七半時故、是分三

里之道、人足追着兼候間、是非釜成屋ニ泊り呉候やう、伴右衛門新谷ニて申居候へ共、今朝之如き非常も有之事故、推而下山可然よし申置、則釜成やニて挑灯かり受、拙子と下部一人、是分も猶又先へ歩行、湯本ニ而秉燭いたし、小田原へ初更ニ着候処、東山宰領善介と竹本加太夫と二人ハ今朝分先へ発足いたし、虎屋三四郎方へ止宿有之候所ニ、漸遲着之仕合、今朝火事ニ走出候後落着候得共、俄之大歩ニて足痛いたし、困り入候仕合、其俣相臥候得共、荷物等伴右衛門相守り居、終ニ今夜小田原へ後着不致候事、

十八日 未 晴

一今朝五時、畑より漸伴右衛門御用櫃・駕籠宰領いたし追着候処、畑を七つ時ニ出立、人足并火ともし人等へ段々申付、此入用六百文と伴右衛門宿賃等ニ而、式朱計不時入方有之、扱、小田原五半時ニ出立、大磯・平塚人馬繼立、程ヶ谷藤沢分秉燭ニて、初更過戸塚へ着、

十九日 申 晴

一今曉七つ時入寒也、夫故歎寒氣殊ニ嚴敷覺へ申候、当宿八時ニ出立、所々ニて人足火焚長休いたし、程ヶ谷前夜明、神奈川・川崎役人出、繼立、大森ニ而中食、品川繼立、御殿山を三田へ出、金地院へ到着、未半刻也、先々到着之段悦入候、
一松本地藏院、年行事成之披露不成候故、右用事ニ付、九日ニ藤沢へ来り待居候処、未着故、其後氷川ニ待居候よし、尤、当院ニも来り、書状相残有之候、

一着後早々、当院侍中中番追々入来、

一川村宗介父子も入来ニ付、例品送之、

廿日 酉 晴

一松本地藏院、今夕呼状遣ス、品川殿届物差出ス、
一千光院入来、内用多語候、

一地藏院七つ時来、昇進披露滞、国方不都合ニ而、江戸留主居へ懸合方頼出候、酒肴三種持参也、

一野上三郎来、

廿一日

一五時出門、御役人方廻勤、供方例年之通ニ候、先御月番之安藤様へ参上、呈書・例書差出、外ニ、延着ニ付御礼前別日ニ献上之例書も差出候処、役人川嶋助之丞面会、猶廿四日相伺候様被申候、延着断書并例書左之通、

口上書

如恒例、大峯御祈祷之御札・卷数献上ニ付、十月廿七日京都出立仕、当月四日鞠子宿迄罷越候処、俄ニ地震相発、道中筋損所多分ニて、宿々人馬繼立不仕通行差支、無捩同宿ニ差滞、同十五日丸子発足仕、漸十九日夕御地へ着仕候ニ付、此段御断奉申上候、依之、恒例差上候例書之外、

御札已前ニ御札・卷数等献上仕候近例書取奉差上候、此段宜敷御沙汰奉御願候、以上、

十一月廿一日

若王
住心院一
小嶋一
若王一
三上

寺社
御奉行所

一文化十年閏十一月廿五日

閏十一月廿五日 御札献上

十二月朔日 御礼

同日 御暇

右、御礼已前別日ニ御札献上仕候近例ニ御座候、以上、

若王一

三上一

住心一

小嶋一

夫々廻勤、左之通、

太田撰津守殿 渡辺先右衛門

中条中務大輔殿

今川駿河守殿

松平豊前守殿

森川内膳正殿

阿部伊勢守殿

久世大和守殿

松平和泉守殿

遠藤但馬守殿

鳥井丹波守殿

松平右京亮殿

本多中務大輔殿

本多越中守殿

酒井右京亮殿

内藤紀伊守殿

松平伊賀守殿

牧野備前守殿

本庄安芸守殿

右廻勤済、夕暮帰院、

廿二日

晴

一五時出門、廻勤、

仙台中将殿

井関戸一平

松平遠江守殿

浅井慶左衛門

松平豊前守殿

香月忠右衛門

如例側用人部やへ通り、相済、

家中廻り、手札持参、

松平主殿頭殿

大岡九十九

鍋嶋加賀守殿

藤嶋兼介

北条相模守殿

山神

有馬兵部大輔殿

五嶋左衛門尉殿

羽倉門兵衛

留主居方へ参り、風ろ敷一つ送之、国方へ通達頼置候、

右相済、帰宅、八半時也、

一 小野伝左衛門入来、かき一重到来候、

一 秀宝院・大蔵院入来、

一 地蔵院入来、留主居方付之書状下案持参也、右相済、夕景ニ成、

中条家ニ差出候書付、左ニ印ス、

前文ハ、寺社奉行ニ同シ、

十九日夕御地へ着仕候、依之、

御表へ献上日限之義、寺社御奉行所へ伺出候間、日限被 仰出候上者、

如恒例翌日大 御奥へ献上物差上候間、宜御取合被下度奉願上候、以上、

十一月廿二日

住心一

小

若王一

三

中條中務大輔様
御用人中

覚

一文化十年閏十一月廿五日、

御表へ御札守・巻数等献上相済、

廿六日、大 御奥へ御札守・巻数献上仕候、

右、延着之節、別日ニ献上仕候近例ニ御座候、尤、来ル廿五日

御表献上被 仰出候上者、翌廿六日大 御奥ニ献上之義、宜敷奉願上

候、以上、

若王―

三上大輔―

住心―

小嶋―

廿三日 曇

一早朝出門、鈴木庄五郎殿宅へ罷出候、御進物差出、口上書差出し、肴

料金百疋も断申、今日差出し候、取次飯田勘四郎落手也、

如恒例、大峯御祈禱之御札・巻数献上ニ付、参府仕候処、道中地震

ニ而延着仕候、依之、延着之例ニ任セ、文化十年閏十一月廿五日

御表江献上之例書を以伺置候間、弥廿五日献上被 仰出候上者、翌

廿六日大 御奥献上仕度候間、宜御取合奉願候、以上、

若王―

三上―

住心―

小嶋―

一吞江齋入来、のりや来る、

一松平丹波守殿留主居渡辺作〔左〕右衛門へ長文之書状認、名代大藏院差向候

間、今日伴右衛門ニもたせ遣し候、書状略之、

一品川式部大輔殿屋敷ニ近来不罷出候処、鈴木ニ行道筋故、兩人罷越し

持参申候、已後鈴木ニ行時ニハ可出事也、

廿四日

一千光院来、地藏院事ニ付、松本留主居へ懸合方相談也、

一午後、安藤殿へ参上、役人川嶋助之丞出会、明廿五日御札献上之儀、

例書之通被 仰付候旨被申渡候、夫今便宜候而、永代橋分船乗、大部

造異国作舟見物いたし候、巾八間、長三十間、窓十二所、惣銅張、当

春今造作ニて、先八部之出来ニ付、此間

水戸殿御一覽、初浮成候よし、御入價十八万両之由、

廿五日 不勝

一寅半刻出門、御門明登 城、供廻り定例通り、乗物四人、若党式人、

献上物相合長持入也、蘇鉄之間ニ相控、今日大名方献上多く候故、例

分手間取、丹羽清三被受取候、相済下 城、直ニ寺社御奉行五軒相廻

り、帳元ニ申置候、序ニ付、

会津殿江も今日廻勤申候、三宅治兵衛落手也、

一京村上竹治郎、此間中在府、明後日発足候ニ付、道中ニ認置候大封状

相頼候、大方来月中旬帰京候よし、昨廿四日之事也、

一中條家分手紙到来、

以手紙致啓上候、然者、此間御差出被成候御伺書・例書被差出候処、

御例書之通相済候旨申来候、左様御承知可被下候、此段宜得御意旨

被申付、如此御座候、以上、

十一月廿五日

小嶋―

三上―

飯村守衛

廿

一由良播磨守殿家来佐谷操、今夕入来、夕方故猶出直し可来哉と申事ニ

候へ共、先月分拙者出府之事尋合も有之程之事故、則出会候処、直而

之挨拶有之、扱、上州五宝院御免之一条、段々御容赦被成下候故、早々

御願可申上候処、同人甚難渋ニ而差支多、旁以延引恐入候処、何分唯

今廿五両ハ出来候間、残金ハ早春迄御猶与御願申上度由ニ付、無抛申

上候旨ニ付、返答、右金高ハ、森御殿(聖護院)ニ而儀定成事故、此方ニて否ハ難申、金子預り候而も御令旨ハ不下候間、早春一同ニ上納被成候迎、最早年内無余事故、其分ニ可濟、旁其通り口上書拙者へ御差出可被成旨、申答候事、

廿六日 雨天

一今朝五時、出門、御留主居佐野日向守殿江罷出、口上書持参さし出候、

口上書

如例年、大峯御祈祷之御札・巻教并御薫物、

公方様江献上仕候ニ付、定例之通り今廿六日、

大 御奥江献上、長持ニ入差上候間、御添簡被成下度奉願上候、以上、

十一月廿六日

若王——

三上——

住心——

小嶋——

右之通差出候処、無程添簡被相渡候ニ付、夫今平川口進上番所へ、三上計長持隨身ニて罷越し候、下拙者中條家へ可罷越候処、風雨故、伴右衛門ニ手札もたせ、今日大 御奥へ献物相納候間、御返事被 仰出候ハ、如例宜敷御頼申上候旨、書取差出し、序ニ付、頼之たらに介五遣候、鈴木江ハ不参候、

廿七日

雨天

一尼崎・北条・鍋嶋等、御返簡到来候、

一明王院不可得來、拝借金子十兩と利足(分)三部持参ニて、十五兩之受取望候間遣之、瓢箪菓子出之、

一午後、烏森へ行、夫今大藏院行、初更過帰宅、

一米や今揚菓子一重到来、

廿八日

晴

一早朝今出門、井伊兵部大輔殿(少)へ参上、夫今下谷車坂之長嶋要藏方ニて、香持院見舞、八月中觀起院遷化之由、孫女も鈴木方を絶縁いたし候よし、

一地藏院來、

一七時前今品川縫殿助殿へ参上、御面会、四日会治参上之儀、呉々御申候、

廿九日

一午後、安藤家江兩人参上候処、福岡市郎左衛門面会、書付被相渡候、

若王子使僧

三上大輔

住心院使僧

小嶋治部

明朔日六半時、

御城江可被罷出候、

十二月朔日

右受取退出、日本橋へ廻り、夕方帰宅、本坊風呂へ行、

十二月朔日 乙未 快晴

一六時出門、登 城、白小袖・白袴、供方如例、献上御薫物一台相合長持入、百人番所前下乗、御玄関今大広間へ参上、差控候、四つ時頃、翌礼有之、追付寄七御案内有之、無滞御礼相勤、直ニ下 城、老・若・寺社廻勤、安藤家ニ而役人川嶋助之丞面会、猶御暇之義、四日ニ伺出候様被申達候、八時過帰宅、

一今朝人足遅く、歩行ニて登 城、不都合成上ニ過言等申ニ付、親方呼付察斗、半払と申渡候、

十二月朔日

今已上刻、御白書院

出御、

初御目見

銀馬代

(喜連川熙氏、喜連川藩主)
左馬頭養子(紀氏)

喜連川金王丸

同

(内藤政氏、湯長谷藩主)
因幡守養子

巻物二

内藤起之進
(政恒)

紫衣之御礼

深川

一束一本

靈巖寺

御代替之御礼

日光山

大楽院

大峯山帰り

薫物

使僧

若王子

同 住心院

使僧

一束一卷

御代替之御礼

橋詰物檢校

御勝手分

参上

長崎奉行

色襦子十卷
銀馬代

水野筑後守
(忠徳)

御次一同

御代替之御礼

遠国寺院

右畢而、入御、

二日 晴

一早朝出門、兩人同道、氷川明王院へ為歎罷越し候、酒肴品々馳走有之候、愚詠送之、

いはひ哥

ミなかミを定めてけれハ底清く

ふた、ひすめる氷川辺の水

名にそしる氷ハ神のしるま、に

日にとけ月にみかきてそすむ

右相濟、千駄ヶ谷へ行、夕方帰宅候、

三日 晴

一秀宝院入来、見舞、半平色々、めざし到来候、

一梅之院二代昨日入来、見舞、ふな昆布一箱到来候而、今日返礼、上扇

子参本送之候、良太もたせ遣し候、

四日 晴

一円太房、暇乞入来、

一上州長見寺入来、(曾則、群馬郡太方村) 村書之儀申出候、

一地蔵院入来、明日 登城候節隨身願之事、

一千光院入来、当用こと、

一秀宝院入来ニ付、濃州加納一件申伝置候、(陸奥国田村郡) 蒲倉一件落着、用事有之、

一八時分安藤家へ参上、役人川嶋助之丞出会、書付被相渡候、

若王子使僧

三上大輔

住心院使僧

小嶋治部

五日
明十九日五時、

御城江可被罷出候、

十一月四日

右書付、例達分半時早く被達候故、子細可有之と存し、人足早申付候、一夕暮過分品川家へ参上候、今日納会ニ付被召寄候間、辞退難成ニ付罷越候、祝酒被下之、亥刻帰宅、

五日 晴

一六半時出門、登城、供方朔日之通也、地藏院召連候間、直綴小五条着させ候、蘇鉄之間ニ控置候、今日者

一 年号改元ニ付、恐悦惣出任有之候、今日

一 安政元年と改り候、然ル処、御暇ハ先へ相濟、如例檜間三度出、御時

一 服拝領、下城ニ付、地藏院計跡ニ残し、横山宗叔ニ指置候、夫々老・若・寺社廻勤、七時帰宅、

一 地藏院ハ、八時過先へ歸り引取候由、今日挨拶、式朱壹判横山へ相渡候、

一 小野伝左衛門、留主中入来、

一 一夜ニ入、千光院、良太郎同伴来る、ミヤけ到来、御用向種々有之、

一 六日 晴

一 今川家分御返書・御初尾来、拙者へ苜等被下之候、

一 午後、山田勇三郎来る、内談有之、御掃部町(除之)へ罷越し候、土産到来之、

一 夕方、梅之院来、

一 夕暮、由良殿内佐谷操来、五宝院同伴、昇進願書・年賦拝借証文等持

一 参也、金廿五両持参付、仮請取書遣し候、跡金十両丈正月中差登候間、

一 御令旨之儀者、来春宮原殿御使上京之時被下度よし、願出候事、

一 七日 晴

一 一品川家へ先夜之御礼参上、又々御酒被下之、御届物其外御音物等者出

一 違ニ相成候よし、留主中へ来也、

一 鈴木庄五郎殿へ参上、御返事未出候得共、被仰出次第直ニ発足申候

一 間、暇乞参上候、

一 亀山屋敷へ参上、香月忠右衛門出會、御返書・御初尾・護摩料并自分

一 へ御引銀壹兩被下之候、

一 蒲倉大祥院一件落着、調印ニ付元飯田町へ、(武藏国葛飾郡)幸手不動院・大祥院・三

上大輔・秀宝院罷越候間、他出也、

一 長見寺暇乞入来也、七社引導之書面預り、写置候、

一 三河や弘渡、儀兵衛拝借金今度延引、御断申候、

一 本坊分京都江之届もの、のりおひた、敷来り候、為挨拶金五十足到来候へとも、先々預り辞退申置候、のり一包とも到来也、

一 大藏院宅へ行、良太郎セ話挨拶金差出し置候、

一 八日 晴

一 午後、中条家分手紙至来、然者、大御輿分御返事相下り候間、今日

一 中可罷出旨申来候、直様治部老罷越、飯村面會、左之通被渡、

一 覚

一 金五両 若王子

一 御撫わた 住心院

一 金三百疋つ、使僧式人

一 以上、

一 右之通受取、御請文御請取如例差出し、暇乞不参之断申述候、御返状・

一 たらに介代、明日可被差越旨也、歸り足今川家へ参上、御暇乞申上候、

一 手札持参、差置帰り候、

一 大伝馬町馬込勘ヶ由方へ、先触并先払金四両入箱、伴右衛門持参候、

一 京都江書状、(京屋弥兵衛)京弥へ出ス、日限無、十二日着之由、賃高直ニ付定書来る、

一 九日 晴

一 中村清三郎為暇乞入来、今度別段達而被相頼候ニ付、届物のり包五十

一 包、寺中并侍中分も又同事にて、凡百包計被相頼候、無抛承知申候、

一 右届物有之上へ、猶又幸手不動院分森御殿江之届箱等来る、

一 秀宝院・千光院・良太、各暇乞入来、

一 新兵衛分蕎麦四重、并勝手方江も恵之、

一 松本地藏院ニ面會申度、呼ニ遣し置候処、夜四時過、水川明王院同伴

入来也、松本留主居へ掛合方之義、大藏院へ申付置候得共、不行届三付、猶又明朝罷越承知可然、尤、先者国方へ引取、披露待居方可然候、江戸へ出張候事相顕候時ハ、上田分之用向ニ付罷越し、本寺用故無扱わけ可申開答故、此方ニも其心得可然よし申談候也、

十日 晴

一 今寅刻分催し、正六時ニ出立、台所親方暇乞来る、本坊江ハ、昨日罷越し届置候間、今朝不罷越候、御伝馬人馬并三河や人足追々来、三河や手代儀兵衛・益田新兵衛手伝ニ罷越候、未明出門、高輪林ミ、品川中程分 御殿山へ廻り、御台場土取場見物、夫分橋前へ出、問屋前へ出、今度届物甚多分ニ付、馬荷嵩ニ付内々含候と相成、小差へ酒手遣し候、六郷川役人出、川崎・神奈川・程ヶ谷役人出、人馬繼立、戸塚へ着、七時過也、役人出迎、佐野や、

一 竹本加太夫・吞江斎、尚又登り同伴願隨身、曇花長家友吉も同断也、

十一日 晴

一 寅刻、戸塚発足、藤沢手前景取夜明、藤沢・平塚・大磯役人出迎、人馬繼立、申刻小田原へ着、役人出、定宿虎屋三四郎宿、茶子一台出之ニ付、のり式帖送之、

十二日 晴

一 寅刻、小田原出立、三枚橋夜明、所々休、新谷迄宿主出迎、御関所手札差出、乗駕通行、箱根破風や休息、半旅籠如例申付候、中酒出之、正七時三嶋へ下り、人馬繼立、今夕原泊り之先触ニ候得共、時刻後レ候上、沼津も宿取出来候間、俄ニ沼津ニ泊り、米や差支候間、同人より相願 宿、役人罷越、原不宿之儀申送らせ候、

一 沼津城破却ニ付、城主 水野出羽守殿依願參勤、今日発駕、箱根宿手前行違候、

十三日 晴

一 寅上刻、沼津発足、原夜繼、柏原過東雲、吉原役人出會、繼立、不^當二川船式艘越、望月孫右衛門へ陀羅介送之、岩瀨本陣斎藤奥右衛門へ休息之儀、上下共願立候間、無扱休息、栗子餅・茶出之、已後年々休息、たらに介頂戴之義相願候故、有合たらに介一、茶代百文つ、送之、蒲倉^原・由比人馬繼立、倉沢中飯、薩埵下浜辺独歩、興津へ着、申刻少前也、水口屋半平宿、下りニ見舞物到来之謝義、のり十枚遣之、

十四日 朝曇、後晴

一 寅刻過、興津発足、江尻夜明、駿府・丸子人馬繼立、同所薦や小兵衛ニて中食、当所柴屋寺へ届物相頼、品川殿詠哥也、岡部・藤枝人馬繼立、嶋田へ着、暮時也、定宿大藪屋八郎右衛門ニ泊、茶子出之、一 田中本多豊前守殿城郭破却ニ付參府、府中向ニて行逢候、西尾隱岐殿^{忠受、横須賀藩主}も同断、是ハ昨日由比泊り也、

十五日 雨、後風、晴

一 寅刻過、嶋田発足、大井川役人途中へ出迎、四十六文川、祝義遣之、金谷^巨・新坂^巨・掛川・袋井役人出迎、人馬繼立、見附へ着、申刻頃也、役人出迎、宮城屋、今日通行金谷分佐夜中山大崩、新坂ハ無異、掛川分原川・袋井迄之大転倒^巨大焼失者、哀成事言悟同断也、

十六日 大風烈、晴

一 寅刻前、見附発足、安間夜明、浜松役人并近清出迎、人馬繼立、所々休息、舞坂へ罷越候處、昨日より之暴風益烈敷、今朝乘戻りニ成候間、伊豆様御舟も未廻候故、無扱当宿掛塚屋へ休息、相待候處、四半時御舟ハ来着候處、風未止候而ハ難出候よしニ付、其俣差控居候處、所詮出船難成由断申出候故、則当宿ニ一泊申候、

十七日 晴

一 今日正六時、御船廻り候得共、やはり風荒候間、屋形取払、御用櫃と駕籠壹挺丈乗、今一艘供舟之方ニ駕籠并荷物積込、追付乗船、舟場も津浪後所替り、北之松原分出る、此所之舟与力・同心罷出候間、会積之上船出し候、寒風殊更荒甚大濤也、海上艚之押切也、新居 御関所も津浪ニ崩、仮関家也、如例乗駕通行、戸を引、夫分前ニ御箱之裏改濟也、新居和泉やも家潰候間、屋と申方へ休足、例進物金百正ニのり送之、先方分も今年ハ鯉之塩辛恵之、宿内同心警固如例、但し、今日早朝故、和泉や半旅籠ハ相止メ、吉田之壺屋ニて中飯相調申候、白須賀・二川・吉田・御油・赤坂・藤川役人出、人馬繼立、戊刻岡崎へ到着、夜中故同心警固不出、棒引計出る、岡崎赤門本陣大津勘兵衛ニ宿、今夕節分故茶子并豆出し、酒肴迄差出し候故、無余儀当夜之悦酒一同相祝、相休候也、

一 総持寺殿、役人を以被相招候間、明早朝可罷出段断申入候、

十八日 晴 立春、八專入

一 未明分出門、総持寺へ罷出候、御酒等被下、六半時宿へ帰り、五時岡崎出足、同心兩人警固如例、所々番所戸引、池鯉鮒・鳴海役人出、人馬繼立、暮半時宮へ着、役人出、い七久(伊勢屋久右衛門)止宿、中酒出之、此辺昨日大分雪ふり、路次あしく成候故、旁以遅着ニ相成候、

十九日 晴

一 六半時乗船、海上静謐ニ而、桑名へ午刻着、鶴屋ニて中飯、半旅籠申付、人馬繼立、四日市へ暮前着、本陣江戸屋ニ宿、路次雪解、步行困入事也、

廿日 晴

一 寅半刻、四日市発足、石薬師・庄野・亀山・関・坂下人馬繼立、土山へ着、申刻過、役人出、俵屋金兵衛宿、

〔裏表紙〕

道中地震滞留

【参考文献】

- 首藤善樹・坂口太郎・青谷美羽編『住心院文書』思文閣出版、二〇一四年
- 首藤善樹著『修験道聖護院史辞典』岩田書院、二〇一四年
- 首藤善樹著『修験道聖護院史要覧』岩田書院、二〇一五年